

関東信越税理士会 熊谷支部6月例会次第

日時 平成29年6月15日(木)
午後1時20分～
場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

(1) 5月 9日(火)	支部例会・署との協議会	於	ホテルガーデンパレス
(2) 5月 9日(火)	支部研修会	於	ホテルガーデンパレス
(3) 5月 9日(火)	支部監事監査会	於	支部事務局
(4) 5月 9日(火)	予算編成会議	於	支部事務局
(5) 5月 9日(火)	顧問相談役会	於	いづみ寿司
(6) 5月15日(月)	本会支部長会	於	パレスホテル大宮
(7) 5月19日(金)	第1回支部理事会	於	日本政策金融公庫
(8) 5月23日(火)	熊谷法人会定時総会	於	ホテルガーデンパレス
(9) 5月24日(水)	租税推進協議会	於	埼玉県産業技術総合センター
(10) 5月25日(木)	熊谷商工会議所表彰式	於	ホテルガーデンパレス
(11) 6月 2日(金)	熊谷法人会青年部会事業報告会	於	マロウドイン熊谷
(12) 6月 5日(月)	正副支部長会・署との協議会	於	熊谷税務署
(13) 6月 5日(月)	正副支部長・地域長会議	於	支部事務局
(14) 6月 6日(火)	熊谷税務署管内納税貯蓄組合連合会定期総会	於	熊谷商工会館
(15) 6月 6日(火)	支部ゴルフコンペ	於	太平洋クラブ江南コース
(16) 6月 7日(水)	支部税務支援対策部会	於	熊谷商工会議所
(17) 6月 8日(木)	熊谷税務署管内青色申告会連合会通常総会	於	マロウドイン熊谷

2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 総務部・福祉共済部合同部会
日時 6月15日(木)正午～
場所 ホテルガーデンパレス2階 錦
- (2) 例会・署との協議会
日時 6月15日(木)午後1時20分～
場所 ホテルガーデンパレス
- (3) 定期総会
日時 6月15日(木)午後3時30分～
場所 ホテルガーデンパレス
- (4) 定期総会祝賀会
日時 6月15日(木)午後5時00分～
場所 ホテルガーデンパレス
- (5) 青色申告会通常代議員総会
日時 6月19日(月)午後5時00分～
場所 マロウドイン熊谷
- (6) 熊谷間税会定期総会
日時 6月21日(水)午後3時30分～
場所 ホテルガーデンパレス
- (7) 大里地域税政協議会定期総会
日時 6月21日(水)午後4時20分～
場所 ホテルガーデンパレス
- (8) 本会総会
日時 6月23日(金)午後1時30分～
場所 パレスホテル大宮
- (9) 県連総会
日時 7月19日(水)午後1時30分～
場所 パレスホテル大宮

(10)全国統一研修会

日時 7月25日(火)午前10時00分～

場所 大宮ソニックシティ大ホール

(11)熊谷税務署との協議会

日時 7月31日(月)午後4時00分～

場所 熊谷税務署

(12)正副支部長・地域長会議

日時 7月31日(月)午後4時45分～

場所 支部事務局

3. その他の協議報告事項

派遣

寄居町固定資産評価審査委員会委員 中澤一雄会員

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

*税理士国保委員～29年度巡回健康診断

熊谷会場はさくらめいとで8月20日(日)、検査技師が女性のレディースデイ会場、税理士健保センターで7月9日(日)、9月23日(土)の2回実施。いずれも申込みは各事務所に配送済みの申込書にて、実施日の2週間前までに(株)あまの創健苑FAXでお申込み下さい。

*書面会議(調査研究部)

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

退会

横室英雄会員(平成29年5月23日 業務廃止)

伊藤新吾会員(平成29年5月25日 業務廃止)

6. 次回例会予定

場所 ホテルガーデンパレス

日時 8月7日(月) 午後2時30分～ 研修会

// 4時00分～ 例会・署との協議会

// 5時00分～ 納涼会

バス 午後2時00分 熊谷駅南口・市役所発

7. 次回研修予定

場所 ホテルガーデンパレス

日時 8月7日(月)午後2時30分～

内容 研修システムについて(講師 熊谷支部研修部長 中村武司)

相続税の物納と延納について(講師 熊谷税務署担当)

単位 2単位

8. 支部ホームページ

ユーザー名	kumazei
パスワード	kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.sakitama.or.jp/tains-k/>

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます。

* 今後の例会日日程を掲載しました。(平成29年6月15日現在)

8月例会	8月 7日(月)	午後4時00分～
9月例会	9月 7日(木)	午前9時30分～
10月例会	10月 6日(金)	午前9時30分～
11月例会	11月 7日(火)	午前9時30分～
12月例会	12月 7日(木)	午後4時00分～
1月例会	1月15日(月)	午前9時30分～
2月例会	2月 7日(水)	午前9時30分～
3月例会	3月27日(火)	午後4時00分～

* 予定ですので変更になる場合もあります。

e - t a x ・ L - t a x の利用を推進しましょう。

埼税協熊谷地域6月例会

平成29年6月15日(木)

会務報告

- | | |
|---------------|--------------------------------|
| 29. 5. 15 (月) | 朝日生命 VIP 代理店推進協議会 |
| (時間・場所) | 15:30～ 清水園 |
| (議題) | VIP 代理店化の推進について |
| 29. 5. 19 (金) | あんしん財団 推進に関する協議会 |
| (時間・場所) | 15:30～ パレスホテル大宮 |
| (議題) | あんしん財団加入推進について |
| 29. 6. 1 (木) | 第一回 理事会 |
| (時間・場所) | 14:00～ 清水園 |
| (議題) | 協同組合の通常総代会について
共栄会の定期総会について |
| 29. 6. 2 (金) | 県北4地域合同大同生命「地域業務推進会議」 |
| (時間・場所) | 17:00～ リガーレ |
| (議題) | 埼税協の推進施策と推進状況 |

業務推進協議会の予定

- | | |
|---------------|------------------|
| 29. 7. 5 (水) | 日本生命との地域推進協議会 |
| 29. 7. 10 (月) | ジブラルタ生命との地域推進協議会 |
| 29. 7. 14 (金) | 朝日生命との地域推進協議会 |

以上

平成29年 6月15日

会 員 各 位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 寺 山 智 久
副支部長 福 島 泰 彦
地域長 山 崎 浩 成
研修部長 中 村 武 司

税理士会36時間規定研修 平成29年度支部研修会のご案内

拝啓 紫陽花が色鮮やかに染まってきましたが会員の先生方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

さて、下記の要領にて支部研修会を開催いたします。何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員並びに事務所職員の皆様にご出席頂けますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

日時 平成29年8月7日(月)午後2時30分～4時00分
場所 ホテルガーデンパレス
受付 午後2時00分～
内容 *研修システムについて(講師 熊谷支部研修部長 中村武司)
*相続税の物納と延納について(講師 熊谷税務署担当官)
対象 税理士会会員及び職員
バス 午後2時00分に下記の2カ所よりバスが発進します。
熊谷市役所付近 熊谷駅南口
単位 2単位

資料準備の為、7月21日(金)までに支部事務局宛にお申し込み下さい。

きりとり不要 FAX 048-521-9612

平成29年8月7日の支部研修会出席人数は

.....

会 員 _____ 名 事務所職員 _____ 名 合 計 _____ 名

_____ 会員事務所名

第44回（平成29年度）日本税理士会連合会・公開研究討論会概要

日本税理士会連合会は、税制及び税務行政等の改善合理化と税理士の資質向上を図るため、全国15税理士会を7グループに分け、税理士の日頃の研究結果の発表と質疑応答を行う公開研究討論会を実施しています。

平成29年度は、日本税理士会連合会が主催、東京地方税理士会・千葉県税理士会・関東信越税理士会が共催し、関東信越税理士会が運営担当会となり、下記内容で開催いたします。

開催日当日は、全国の税理士会等から関係者が集まり、新潟県外からは約1,000人の関係者が参加を予定しております。新潟県外からの参加者の宿泊施設等も準備予定であり、地域活性化に貢献する事業となっております。

記

1. 開催日時：平成29年10月6日（金）
討 論 会：午前10時00分～午後5時00分
懇 親 会：午後5時30分～午後7時30分
2. 会 場：朱鷺メッセ 新潟コンベンションセンター
〒950-0078 新潟市中央区万代島6-1
Tel.025-246-8400 Fax025-246-8411
3. 発 表：東京地方税理士会・千葉県税理士会・関東信越税理士会
4. テーマ：「租税徴収制度の現状と課題」 （東京地方税理士会）
「借地権課税を巡る諸問題」 （千葉県税理士会）
「税務情報について」 （関東信越税理士会）

※発表の順番は現時点では未定です。

税制改正建議要望項目

No. _____ 支部 _____ 氏名 _____

◆改正要望項目	税目	税法項目←必ずご記入のこと
◆関係条文		
◆理由		
○数件ある場合はコピーしてご利用ください。		

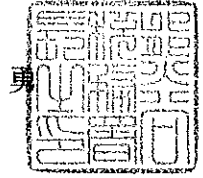
提出窓口 _____
TEL / _____
FAX / _____

※提出に当たり、「改正要望項目」の他に「関係条文」「理由」を必ずご記入願います(簡潔に)。

平成 29 年 6 月 5 日

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 寺山智久様

熊谷税務署長
守田



消費税の軽減税率制度の広報・周知等への協力について

平素から、税務行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 85 号）の成立により関係法令の一部が改正され、平成 31 年 10 月に軽減税率制度が実施されることとなりました。

これを受けて、昨年 12 月 26 日に開催された消費税軽減税率制度導入関係府省庁会議におきまして、軽減税率制度の円滑な実施に向けた取組を関係府省庁が連携して推進していくこととしております。

つきましては、軽減税率制度への対応が必要となる事業者の皆様への準備が円滑に進むよう、貴会におかれては、改めて、広報・周知等、下記の事項にご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 広報・周知

各種広報資料の配布や貴会ホームページ（国のホームページ特設サイトへのリンクの作成等）を通じ、会員の皆様に対して、軽減税率制度の内容及び中小企業・小規模事業者等の皆様に対する支援措置に関する広報・周知をお願いいたします。

また、関与先事業者の皆様が、軽減税率制度や支援措置の内容を十分に理解し、必要な準備を円滑に進めるとともに、適正な申告・納付等が行えるよう、適切にご指導いただきますよう、会員の皆様へ周知方よろしくをお願いいたします。

[軽減税率制度関係のホームページ特設サイト]

- ・ 特集-消費税の軽減税率制度（政府広報オンライン）：
http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/keigen_zeiritsu/index.html
- ・ 消費税の軽減税率制度について（国税庁）：
<http://www.nta.go.jp/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>
- ・ 軽減税率対策補助金（軽減税率対策補助金事務局）：
<http://kzt-hojo.jp/>

[参考：国の相談窓口]

- ・ 軽減税率制度の内容に関する相談（国税庁）
最寄り（又は所轄）の税務署（専用コールセンター）
※音声ガイダンスに沿って「3」を選択
（受付時間）8:30～17:00（土・日・祝除く）
※税務署の電話番号等につきましては、国税庁ホームページから確認できます。
国税庁ホームページ：<http://www.nta.go.jp/>
- ・ レジ導入・システム改修等の支援に関する相談（軽減税率対策補助金事務局）
軽減税率対策補助金事務局コールセンター
0570-081-222（ナビダイヤル）
03-6627-1317（IP電話用）
（受付時間）9:00～17:00（土・日・祝除く）
- ・ 消費税の転嫁等に関する相談や消費税制度に関する一般的なお問合わせ
消費税価格転嫁等総合相談センター
0570-200-123（ナビダイヤル）
（受付時間）9:00～17:00（土・日・祝除く）

2. その他

軽減税率制度の円滑な実施に向け、事業者の皆様の準備状況等を検証するため、各種説明会等の場において、今後、アンケート調査の実施を予定しておりますことから、調査実施に当たりましては、特段のご配慮をよろしくお願いいたします。

決 算 報 告 書

(第 33 期)

自 平成 28 年 4 月 1 日
至 平成 29 年 3 月 31 日

有限会社 熊谷税務指導センター

埼玉県熊谷市宮町 2 丁目 1 4 4 番地

貸借対照表

有限会社 熊谷税務指導センター

平成29年 3月31日 現在

単位：円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	【 8,372,100】	【流 動 負 債】	【 13,310,000】
預 金	8,272,100	未 払 金	300,000
未 収 入 金	100,000	未 払 法 人 税 等	110,000
【固 定 資 産】	【 5,230,127】	預 り 金	12,900,000
(有 形 固 定 資 産)	(3,816,409)	負 債 合 計	13,310,000
建 物	2,057,408		
工 具 器 具 備 品	1		
土 地	1,759,000		
(投 資 そ の 他 の 資 産)	(1,413,718)	純 資 産 の 部	
積 立 金	1,413,718	【株 主 資 本】	【 292,227】
		資 本 金	3,000,000
		(利 益 剰 余 金)	(Δ2,707,773)
		そ の 他 利 益 剰 余 金	Δ2,707,773
		繰 越 利 益 剰 余 金	Δ2,707,773
		純 資 産 合 計	292,227
資 産 合 計	13,602,227	負 債 ・ 純 資 産 合 計	13,602,227

損益計算書

有限会社 熊谷税務指導センター

自 平成28年 4月 1日

至 平成29年 3月31日

単位：円

科 目	金 額
【売 上 高】	
売 上 高	420,000
売 上 総 利 益	420,000
【販売費及び一般管理費】	233,256
营 業 利 益	186,744
【営業外収益】	
受 取 利 息	1,140
経 常 利 益	187,884
税引前当期純利益	187,884
法人税、住民税及び事業税	110,000
当 期 純 利 益	77,884

販売費及び一般管理費

有限会社 熊谷税務指導センター

自 平成28年 4月 1日

至 平成29年 3月31日

単位：円

科 目	金 額	
減 価 償 却 費	96,945	
租 税 公 課	46,675	
諸 会 費	5,000	
管 理 費	82,800	
雑 費	1,836	
合 計		233,256

株主資本等変動計算書

有限会社 熊谷税務指導センター

自 平成28年 4月 1日

至 平成29年 3月31日

単位：円

株主資本		
資本金		
	当期首残高及び当期末残高	3,000,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	△2,785,657
	当期変動額 当期純利益	77,884
	当期末残高	△2,707,773
利益剰余金合計	当期首残高	△2,785,657
	当期変動額	77,884
	当期末残高	△2,707,773
株主資本合計		
	当期首残高	214,343
	当期変動額	77,884
	当期末残高	292,227

純資産合計		
	当期首残高	214,343
	当期変動額	77,884
	当期末残高	292,227

個別注記表

有限会社 熊谷税務指導センター

自 平成28年 4月 1日

至 平成29年 3月31日

1. この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の数

前期末株式数 (発行済普通株式)	300株
------------------	------

当期末株式数 (発行済普通株式)	300株
------------------	------

平成28年度 収支決算書

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)


地域: 熊谷地域

(単位:円)

項 目		決 算 額	内 交 際 費		
収益の部	組合交付金収入(地域活動費)	748,000			
	福利厚生事業収入	16,000			
	全税共事業収入	196,380			
	福祉共済事業収入	492,364			
	共催事業収入	176,500			
	雑収入	18			
	前期繰越	1,332,585			
	合 計	2,961,847			
支出の部	経常支出	事業費	総務部門		
			経理部門		
			購買部門		
			福利厚生部門	466,548	
			金融部門		
			教育情報部門	209,170	
			全税共部門	449,678	
			広報部門		
			福祉共済部門	426,816	
			その他の事業費		
			(1)		
			(2)		
			小 計	1,552,212	
	会議費	総会費			
		役員会議費	87,390		
		諸会議費	24,000		
		小 計	111,390		
		事務局費	239,344		
	臨時支出()	臨時支出()			
		小 計	239,344		
		合 計	1,902,946		
次期繰越金	1,058,901				

上記のとおり相違ないことを確認致しました。

平成29年4月18日

監事: 桜沢 邦夫 

BEPS防止措置実施条約への署名が行われました（お知らせ）

支部長 各位

日ごろは、会務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、財務省は、6月8日、「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」（BEPS（※）防止措置実施条約）に署名したことを公表しました。

※「Base Erosion and Profit Shifting」の頭文字をとったもの。「税源侵食及び利益移転」と訳される。

この条約は、BEPSプロジェクトにおいて策定された税源浸食及び利益移転（BEPS）を防止するための措置のうち租税条約に関連する措置を、この条約の締約国間の既存の租税条約に導入することを目的としており、この条約の締約国は、租税条約に関連するBEPS防止措置を、多数の既存の租税条約について同時かつ効率的に実施することが可能となります。今般、開催された条約の署名式には67か国・地域が出席し、署名を行いました。

なお、条約の条文及びポイント等の詳細につきましては財務省ホームページをご覧ください。

● 財務省「BEPS防止措置実施条約に署名しました」（平成29年6月8日）

→ http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/press_release/20170608mli.htm

つきましては、有用な情報であることからお知らせいたしますとともに、支部会員の皆様にご周知いただきますようお願い申し上げます。

平成29年6月12日

総合企画部長 大西 勉

総務省『「地域 IoT 実装推進ロードマップ（改定）」及び
『ロードマップの実現に向けた第二次提言』等の公表』について

支部長 各位

日ごろは、会務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、総務省では、IoT (Internet of Things) 等の本格的な実用化の時代を迎え、これまでの実証等の成果の横展開を強力、かつ、迅速に推進するため、平成 28 年 9 月から「地域 IoT 実装推進タスクフォース」が開催され、検討が行われています。

ご存知のとおり、総務省では、IoT を、ビッグデータや AI などとともに、地域の住民・行政・企業のデータ利活用による住民サービスの充実、地域における新たなビジネス・雇用の創出等のメリットを実現し、地域の課題解決を図るための効率的・効果的なツールとして、強く期待し、活用を進めようとしています。

今般、地域 IoT 実装推進タスクフォースにおいて、「地域 IoT 実装推進ロードマップ（改定）」及び「ロードマップの実現に向けた第二次提言」が取りまとめられ、公開されました。また、「人材・リテラシー分科会」及び「地域資源活用分科会」の報告についても取りまとめられ、併せて公開されました。

つきましては、有用な情報であることからお知らせいたしますとともに、支部会員の皆様にご周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、公表資料等については、総務省ホームページをご覧ください。

● 総務省「地域 IoT 実装推進ロードマップ（改定）」及び「ロードマップの実現に向けた第二次提言」等の公表

→ http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu06_02000142.html

平成 29 年 6 月 5 日

総合企画部長 大西 勉

印紙税および平成 28 年分確定申告状況に関する資料について（お知らせ）

支部長 各位

日ごろは、会務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、国税庁では各種税目等に関するパンフレット、手引きを公開しております。この度、印紙税関係の資料および平成 28 年分確定申告状況についての資料が新たに更新されましたので、お知らせいたしますとともに、支部会員の皆様にご周知いただきますようお願い申し上げます。

● 印紙税の手引（平成 29 年 5 月）

→ <https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/inshi/tebiki/01.htm>

<主な内容>

1. 総則
2. 課税文書の取扱い
3. 不動産の譲渡、建設工事の請負に関する契約書に係る税率の特例

● 契約書や領収書と印紙税（平成 29 年 5 月）

→ <https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/inshi/pdf/1504.pdf>

<主な内容>

- ・近年の印紙税に係る措置等
- ・印紙税額一覧表

● 平成 28 年分の所得税等、消費税及び贈与税の確定申告状況等について（平成 29 年 5 月）

→ http://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2017/kakushin_jokyo/pdf/0017005-061.pdf

<主な内容>

- ・確定申告の状況
- ・各種施策の実施状況

平成 29 年 6 月 1 日

総合企画部長 大西 勉

小規模な税務署における効率的な運営のための施策について

支部長 各位

日ごろは、会務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、ご承知のとおり、一部の税務署において、平成27事務年度から小規模な税務署の内部事務及び滞納整理事務を近隣の税務署に集中化し、事務処理の一層の効率化・高度化を図る施策が試行されているところです。

このたび、関東信越国税局から、別添1、2のとおり試行税務署等の連絡がありましたので、お知らせいたします。なお、関東信越局管内では、以下の署が試行の対象となっております。

<内部事務の集中化>

高田署（中心署） 糸魚川署（対象署） ※継続

<滞納整理事務の集中化>

栃木署（中心署） 佐野署（対象署） ※継続

高崎署（中心署） 藤岡署（対象署） ※新規

新潟署（中心署） 新津署（対象署） ※新規

つきましては、支部会員の皆様にご周知いただきますようお願い申し上げます。

平成29年5月26日

総合企画部長 大西 勉

「攻めの経営」を促す役員報酬－企業の持続的成長のための
インセンティブプラン導入の手引ーについて（お知らせ）

支部長 各位

日ごろは会務運営についてご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、経済産業省は、中長期の企業価値向上に対応する役員報酬プランの導入を促すため、『「攻めの経営」を促す役員報酬－企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引ー（平成29年4月28日時点版）』を作成しました。手引の主な内容は以下のとおりです。

<手引の主な内容>

1. 「攻めの経営」を促す役員報酬の概要

役員にインセンティブ報酬の導入を促進する政策的意義や、平成29年度税制改正における措置の概要等を説明しています。

2. 株式報酬、業績連動報酬に関するQ&A

平成29年度改正税法を踏まえて、リストラクテッド・ストックやパフォーマンス・シェア等の株式報酬、業績連動報酬の導入を検討している企業の参考となるよう、類型ごとに税制改正のポイント等を解説しています。

詳細については経済産業省ホームページをご覧ください。

→ <http://www.meti.go.jp/press/2017/04/20170428007/20170428007.html>

つきましては、有用な情報であることからお知らせいたしますとともに、支部会員の皆様にご周知いただきますようお願い申し上げます。

平成29年5月24日

総合企画部長 大西 勉

中小企業等を対象とした経営支援事業及び事業承継税制に係る資料について（お知らせ）

支部長 各位

日ごろは会務運営についてご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、中小企業等を対象とした経営支援事業について、新たに利用が開始されるものを2点お知らせいたします。また、国税庁から新たに公開された事業承継税制に係る資料1点についてもお知らせいたします。

● 「早期経営改善計画」の利用申請の開始について

平成29年5月29日から早期経営改善計画の利用申請が開始されます。この事業では、認定支援機関による経営改善計画策定支援事業のスキームを活用し、中小企業・小規模事業者が基本的な内容の経営改善（早期経営改善計画の策定）に取り組むことにより、平常時から資金繰り管理や採算管理が行えるよう支援が行われます。

補助額や申請までの流れなど詳細につきましては、中小企業庁ホームページをご覧ください。

- 中小企業庁「中小企業・小規模事業者の資金繰り管理や採算管理等の早期の経営改善を支援します」

→ <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/2017/170510kaizensien.htm>

● 「海外事業再編戦略推進支援事業」の2次公募の実施について

平成29年度予算「海外事業再編戦略推進支援事業」の2次公募が、平成29年5月10日から開始されています。平成29年度予算「海外事業再編戦略推進支援事業」は、海外子会社の経営に課題を抱えている中小企業（国内親会社）に対し、専門家による経営診断及び市場調査等を通して、事業再編に資する選択肢を提示することにより、当該課題の解決の推進を支援するものです。

補助額や応募条件など詳細につきましては、独立行政法人中小企業基盤支援機構ホームページをご覧ください。

- 独立行政法人中小企業基盤支援機構「『平成29年度海外事業再編戦略推進支援事業』の二次公募の実施について」

→ <http://www.smrj.go.jp/keiei/kokusai/information/092443.html>

● 「非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予及び免除の特例のあらまし」の公開について

国税庁は平成29年5月9日、「非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予及び免除の特例のあらまし」を公開しました。当該資料では、相続等又は贈与により取得した非上場株式等に対応する相続税・贈与税の納税が猶予される事業承継税制について、特例を利用する際の流れを、平成29年度税制改正による改正事項等を交えながら取りまとめたものです。

詳細につきましては、添付ファイルをご覧ください。

つきましては、有用な情報であることからお知らせいたしますとともに、支部会員の皆様にご周知いただきますようお願い申し上げます。

平成29年5月16日

総合企画部長 大西 勉

「事業承継補助金」の公募開始について

支部長 各位

日ごろは会務運営についてご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、中小企業庁は、従来の「第二創業補助金」をリニューアルした「事業承継補助金」の公募を5月8日から開始いたしました。

「事業承継補助金」は、地域経済に貢献する中小企業による、事業承継をきっかけとした経営革新や事業転換などの新しい取組を支援することを目的としており、応募に当たっては、認定支援機関が作成する「確認書」が必要になります。

補助率、補助上限や応募条件など詳細につきましては、添付ファイルおよび経済産業省ホームページをご覧ください。

● 経済産業省「『事業承継補助金』の概要を公表します」

→ <http://www.meti.go.jp/press/2017/05/20170501004/20170501004.html>

つきましては、有用な情報であることからお知らせいたしますとともに、支部会員の皆様にご周知いただきますようお願い申し上げます。

平成29年5月12日

総合企画部長 大西 勉

日時 平成 29 年 6 月 15 日 (木)
午後 3 時 00 分～
場所 ホテルガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ
席上配付資料「県税事務所別電子申告利用率」

4 税務署からの連絡事項

(1) 関与先名簿等の提出について

(総務課)

(2) 平成 29 年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知について(管理運営部門)

イ 通知書発送日 平成 29 年 6 月 15 日 (木)

ロ 納期限及び振替日

(イ) 第 1 期 平成 29 年 7 月 31 日 (月)

(ロ) 第 2 期 平成 29 年 11 月 30 日 (木)

ハ 減額申請書の提出期限

(イ) 第 1 期 平成 29 年 7 月 18 日 (火)

(ロ) 第 2 期 平成 29 年 11 月 15 日 (水)

(3) 「源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限のお知らせはがき」の発送について
(管理運営部門)

別添1 「源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限のお知らせはがき」参照

イ 発送対象者

源泉徴収義務者のうち、納期の特例適用者で次に掲げる者

(イ) 新規に納期の特例の適用を受けることとなった者

(ロ) 直前の2納期分のいずれかに未納のある者

(ハ) 直前の2納期分のいずれかに期限後納付事績のある者

(ニ) 直前の2納期分のいずれかに納税告知事績のある者

ロ 発送予定日 平成29年6月12日(月)

(4) クレジットカード納付におけるe-Tax連動方式の運用開始について
(管理運営部門)

別添2 「クレジットカード納付の概要等」参照

別添3 「国税のクレジットカード納付にはe-Taxの利用が便利です」

(5) 「未納国税の納付について」の発送について
平成29年6月16日(金) 発送予定 (徴収部門)

添付書類

別添1 「源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限のお知らせはがき」

別添2 「クレジットカード納付の概要等」

別添3 「国税のクレジットカード納付にはe-Taxの利用が便利です」

席上配付資料

「県税事務所別電子申告利用率」

「源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限のお知らせがき」

<裏面>

源泉所得税及び復興特別所得税 の納付期限のお知らせ

源泉税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝しております。

さて、貴社（殿）が、表記の「期間」内に支払った給与や退職手当、税理士等の報酬などから源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納期限が近づいてまいりました。

表記の「納付期限」までにお忘れなく納付されまますようご案内とお願いを申し上げます。

（注）平成25年1月1日以後に生ずる所得のうち、源泉徴収の対象とされている所得については、所得税と併せて復興特別所得税を徴収し、納付する必要があります。

**納付税額がない場合でも、所得税徴収高計算書は、
税務署へ提出してください。**

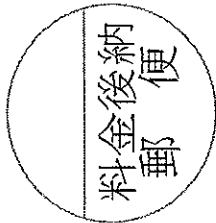
**納付期限までに納付がない場合には、加算税や延滞
税を負担しなければなりません。**

- ◎ この文書は、行政指導として送付しているものであり、その責任者は、表記の税務署長です。
- ◎ 既に納付済みの方につきましては、このお知らせが送付された場合には、行き違いになったものと思われまますので、ご了承ください。
- ◎ 源泉所得税及び復興特別所得税の納付は、国税電子申告・納税システム(e-tax)が便利です。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。
- ◎ 源泉徴収についてお分かりにならない点がありましたら、当署の担当者にお問い合わせください。
- ◎ 税務署での面接による相談は、原則として「事前予約制」としております。

<表面>

郵便はがき

--	--	--	--	--	--	--	--



殿

(整理番号)

税務署長

期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
納付期限	年 月 日 限

部門 (源泉所得税担当)

この電話番号は電話がつながると自動音声案内が流れますので「2」をお選びください。

担 当 電 話
部 門

この郵便物についての照会等は、上記税務署担当部門へお願いします。

クレジットカード納付の概要等

1 概要

クレジットカード納付は、納税者の利便性向上のため、納付手段の多様化を図る観点から導入するものである。

なお、クレジットカード納付は、納税者がクレジットカード納付専用の Web 画面から納付受託者に国税の納付を委託し、当該納付手続により委託を受けた納付受託者が立替払いにより納付するものである。

2 クレジットカード納付における納付受託者

トヨタファイナンス株式会社（愛知県名古屋市西区牛島町 6-1）

3 クレジットカード納付専用 Web 画面

名 称	国税クレジットカードお支払サイト
サ イ ト U R L	https://kokuzei.noufu.jp
サ イ ト 運 用 時 間	原則、全日 24 時間 (注) e-Tax からのアクセスは e-Tax の利用可能時間内に限る。
対 応 機 器	インターネット環境のあるパソコン、スマートフォン及びタブレット端末
ア ク セ ス 方 法	① 国税庁ホームページからアクセス ② 確定申告書等作成コーナーからアクセス ③ e-Tax からアクセス (注) 平成 29 年 6 月 12 日 8 時 30 分からアクセス可能予定

4 納付手続の方式

(1) 入力方式（平成 29 年 1 月 4 日導入）

「国税クレジットカードお支払サイト」において、①氏名（名称）、②住所、③電話番号、④納付する国税の税目、⑤課税期間、⑥申告区分、⑦納付税額等を入力の上、クレジットカード情報を入力することで、納付受託者へ国税の納付を委託する方式

(2) e-Tax 連動方式（平成 29 年 6 月 12 日導入）

国税電子申告・納付システム（e-Tax）において、「申告等データ」を送信した後、メッセージボックスに格納される受信通知から「国税クレジットカードお支払サイト」にアクセスし、当該「申告等データ」の内容に基づいて自動的に表示される納付税額等の内容を確認の上、クレジットカード情報を入力することで、納付受託者へ国税の納付を委託する方式

5 納付の対象

(1) 税目

クレジットカード納付は、納付書で納付できる全ての税目（領収証書を必要とする自動車

重量税、登録免許税（いずれも強制徴収分以外）を除く）で利用可能である。

（注） 源泉所得税（自主納付分）については、e-Tax 連動方式のみ納付可能である。

（2）金額

1度の納付手続において、決済手数料を含め、1,000万円未満、かつ、使用するクレジットカードの決済可能額以下の金額が納付可能である。

（注） 「国税クレジットカードお支払サイト」における入力可能な納税額の上限は、9,900,000円として設定している。

6 その他

（1）決済手数料

クレジットカード納付では、納税者に納付税額に応じた決済手数料の負担が発生する。

なお、決済手数料は納付受託者の定める金額であり、納税額が最初の1万円までは76円（消費税別）、以後1万円を超えるごとに76円（消費税別）を加算した額となる。

（注）1 決済手数料は国の収入になるものではない。

2 「国税クレジットカードお支払サイト」において、決済手数料のシミュレーション計算が可能である。

3 国は、国税事務取扱料を納付受託者に支払う。

（2）利用可能なクレジットカード

Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club、TS CUBIC CARD

（注） 納税者が利用するクレジットカードにより、一括払い、分割払い（3回・5回・6回・10回・12回）又はリボ払いが利用できる。

なお、分割払い又はリボ払いについては、納税額に応じた決済手数料に加え、各カード会社の定める手数料が発生する場合がある。

（3）領収証書の発行

クレジットカード納付では領収証書は発行されない。

（注） 「国税クレジットカードお支払サイト」における納付手続内容については、納付手続の際、納付手続完了メールを自己宛てに送信するか、納付手続の完了ページを画面印刷するなどすることで事後の確認が可能である。

（4）延滞税等の取扱い

クレジットカード納付により納付された国税については、納付受託者が納付の委託を受けた日に国税の納付があったものとみなして、利子税・延滞税等の規定を適用する。

（5）納付手続の取消し

「国税クレジットカードお支払サイト」での納付手続の完了後に納付手続を取り消すことはできない。

なお、誤って納付手続が行われた旨を把握した場合は、誤納金として還付処理を行う。

（6）納税の猶予等の適用

納税者からの納付の委託を受け、納付受託者がその委託に基づき国税を納付したことにより納付済となった国税は、国税の未納を前提とする換価の猶予等の納税緩和措置の対象とはならない。

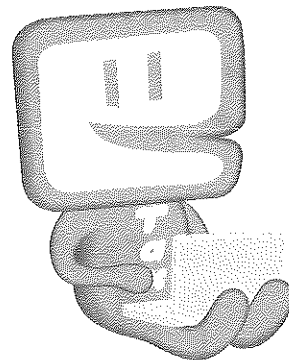
国税のクレジットカード納付には e-Taxの利用が便利です



スマートフォンからも利用可能

※徴収高計算書の作成と納付情報登録依頼で、
e-Tax から専用サイトへのアクセスが可能

専用サイトでの
入力が簡単に！



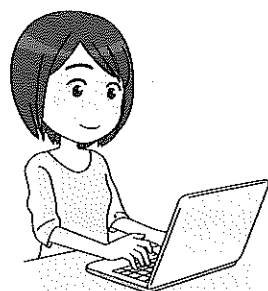
国税庁
e-Tax キャラクター
イータ君

- ・源泉所得税のクレジットカード納付が可能！
- ・専用サイトでの入力が大幅に省略！

平成 29 年 6 月以降、e-Tax (国税電子申告・納税システム) から「国税クレジットカードお支払サイト」^(注) にアクセスできるようになりました。

これにより、e-Tax を利用して徴収高計算書データを送信することで、源泉所得税についてもクレジットカード納付手続きが行えます。

(注) 「国税クレジットカードお支払サイト」とは、国税庁長官が指定した納付受託者(トヨタファイナンス株式会社)へ、国税の納付の立替払いを委託する手続きを行うための専用サイトです。



New
e-Tax



簡単

専用サイトにおいて住所・氏名や
税金の種類などの入力が不要と
なります！

ご利用できるようになりました！

※ご利用は e-Tax の利用可能時間内に限ります。



いままでどおりご利用できます！

※ 24 時間ご利用できます。



源泉所得税のクレジットカード納付手続きの流れは裏面をご覧ください。➡

◎ご利用に当たって(注意事項)

- クレジットカード納付では、納付税額に応じた**決済手数料がかかります**(最初の 1 万円までは 76 円(消費税別)、以後 1 万円を超えるごとに 76 円(消費税別)が加算されます。)
※決済手数料は、国の収入になるものではありません。
- クレジットカード納付ができる金額は、1,000 万円未満、かつ、ご利用になるクレジットカードの決済可能額以下の金額(決済手数料を含む)です。
- 利用可能なクレジットカードは、Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club、TS CUBIC CARD です。



- クレジットカード納付では、**領収証書は発行されません**。
領収証書が必要な方は、最寄りの金融機関又は税務署の窓口で納付してください。
- 「国税クレジットカードお支払サイト」での納付手続きが完了すると、その納付手続きの取消しはできません。
- 納付手続きの完了後、その納付手続きにより納付済となった国税については、納税の猶予等を受けることはできません。
- 金融機関や税務署の窓口では、**クレジットカードによる納付はできません**。
- クレジットカード納付をしてから、納付済の納税証明書の発行が可能となるまで、3 週間程度かかる場合があります。
- e-Tax から「国税クレジットカードお支払サイト」にアクセスした場合、①納付区分番号、②税金の種類、③課税期間、④納付税額の情報引き継がれます。

※e-Tax から「国税クレジットカードお支払サイト」に住所・氏名及び整理番号の情報は引き継がれません。

詳しくは、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) をご覧ください。

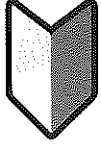
国税庁 検索

源泉所得税(徴収高計算書データ)の

クレジットカード納付手続の流れ

(e-Taxソフト(WEB版)を利用した場合)

◎e-Taxを初めて利用する方



利用開始手続

※e-Taxホームページからe-Taxソフト(WEB版)にアクセスし、事前準備セットアップ、利用開始届出書の提出(オンライン)及び利用者情報の登録を行ってください。

◎手続の流れ

e-Tax

1

e-Taxソフト(WEB版)へアクセスし、源泉所得税及び復興特別所得税の徴収高計算書データを作成・送信

※徴収高計算書の送信には、電子証明書の添付は不要です。

2

メッセージボックスに格納される通知を確認し、「クレジットカード納付」を選択

※「国税クレジットカードお支払サイト」にアクセスします。

国税クレジットカードお支払サイト

3

注意事項及びe-Taxから引き継がれた内容(税金の種類や納付金額等)の確認

4

クレジットカード情報(クレジットカード番号等)の入力

※納付手続完了メールの送信先を入力してください(推奨)。

5

納付手続の完了

※納付を委託する内容を確認した上で、納付手続を完了させてください。
また、納付手続完了ページを印刷するなどして保存してください(推奨)。

e-Tax

6

納付状況の確認

※納付手続完了後、「クレジットカード納付完了通知」がメッセージボックスに格納されます(「クレジットカード情報の入力」で入力した内容は格納されません。)

クレジットカード決済



e-Taxホームページ
www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

検索

e-Taxの利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法及びよくある質問(Q&A)など、e-Taxに関する最新の情報については、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)で詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Taxの事前準備セットアップ、e-Taxソフト、確定申告書等作成コーナーのエラー(「国税クレジットカードお支払サイト」の操作方法や税務相談を除く。)に関する質問は[e-Tax・作成コーナーヘルプデスク](TEL.0570-01-5901)へお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)です。

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷後のリサイクルできます。

県税事務所別電子申告利用率

	平成28年度（29年3月31日現在）		
	確定申告件数	対象法人数	利用率
さいたま	16,838	26,164	64.36%
川口	13,704	21,275	64.41%
上尾	5,259	8,211	64.05%
朝霞	5,639	9,020	62.52%
川越	9,024	13,621	66.25%
所沢	5,707	8,866	64.37%
飯能	3,662	5,930	61.75%
東松山	2,598	4,121	63.04%
秩父	1,277	2,093	61.01%
本庄	1,610	2,545	63.26%
熊谷	4,426	7,123	62.14%
行田	2,964	4,375	67.75%
春日部	7,898	12,471	63.33%
越谷	13,396	20,341	65.86%
全県	94,002	146,156	64.32%

※ 地方電子化協議会提供の「利用届出件数」、「電子申告利用率」では、共に全県ベースでの利用率しか分からない。

そこで、各県税事務所ごとの利用率については、審査システムにおいて受理した確定申告件数をもとに算出した。

（地方電子化協議会発表の利用率とは一致しないため、あくまで参考値）